

様式第 1－2（日本産業規格 A 列 4 番）

（案）

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 宝達志水町地域公共交通協議会
住 所 宝達志水町子浦そ 1 8 番地 1
代表者 氏名 会長 金 田 成 人

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け 第 号※で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 8 年 1 2 月 2 8 日（予定）

○ 変更箇所

南北シャトル便の廃止

○ 変更理由

南北シャトル便は、令和 4 年 1 0 月の運行開始以降、町民の皆様の南北軸の移動（病院受診や買物等）を目的として運行を続けて参りました。

しかしながら、近年の利用状況を検証した結果、輸送人員は極めて低調に推移しており、多額の運行経費に対して極めて費用対効果が低い状態が常態化しています。

このまま運行を継続することは、有限な財源である町の公共交通予算の効率的な配分の観点からも困難であると判断し、本路線を廃止し他の交通手段（デマンドタクシー等）への統合・効率化を図りたく、本協議会において決議されました。

※令和 9 年度申請の交付決定日は、本年 9 月ころ決定します。
変更認定申請は、変更日の 3 0 日以上前の提出が必要。

令和 8 年 6 月 3 0 日

宝達志水町公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

宝達志水町においては、平成 21 年 9 月に路線バスが廃止されて以来、隣市へ通じる唯一の幹線交通である鉄道路線を軸に、町内全域をデマンドタクシーが運行しており、地域住民が移動する唯一の交通手段として、医療機関や商業施設など日常生活において自分で車を運転できない高齢者等の交通弱者にとって、生活に必要不可欠な交通機関として機能してきた。

しかし、過疎化や人口減少、自家用車の普及により、デマンドタクシーの利用者は年々減少傾向にあり、収支の悪化による行政負担の増加をはじめとした運行上の様々な問題が発生していたため、平成 24 年度より、鉄道路線との接続や通院などの利用に考慮した運行便数の増便を行ったところであるが、依然として利用者数は減少傾向にあったため、真に住民ニーズに則した運行を実現する必要性が高まっていた。

そのため、平成 26 年度に全町民向けアンケート調査を実施し、住民ニーズの把握に努めた結果、羽咋市の公立羽咋病院への運行及び土曜日の運行を希望する意見が多かったことから、平成 27 年 1 月から 2 月末にかけて実証運行を行い、利用状況及び利用者向けアンケート調査を実施している。

その結果、公立羽咋病院への運行と土曜日の運行に対する利用実績は非常に良好であったため、平成 27 年度より本格的に運行を開始したところである。

また、地域公共交通計画を策定するにあたり、令和 2 年度に全町民向けアンケートを実施し、町内の南北縦断や町外への遠距離利用が多く、運行の負担となっていることが判明したことから、令和 4 年 10 月から、ジャンボタクシーを活用した町内を縦断するシャトル便を新設し、~~デマンドタクシーは旧町域内の運賃を 500 円／回から 300 円／回へと見直しを行うことで近距離移動のニーズに対応することとし、役割を分担して利便性の向上を図っているところである。~~

シャトル便を新設し、デマンドタクシーは旧町域内の運賃を 500 円／回から 300 円／回へと見直しを行うことで長距離移動のニーズへの対応を狙ったものの、南北シャトル便は利便性においてデマンドタクシーには及ばず、移行は非常に限定的なものであった。

~~さらにまた、令和 6 年 7 月から 8 月にかけて、実施した~~利用状況及び利用者向けアンケート調査~~を実施している。~~においては、~~その結果、~~利用方法の周知、利用しやすい時間帯での運行のニーズが高いという結果であった。

さらに、令和 8 年度 7 月～8 月においても、全世帯を対象とした交通アンケートを実施したところ、デマンドタクシー利用者の満足度は 75%と引き続き高かったものの、さらなる利用促進には、わかりやすい予約方法の周知も課題であることがわかった。

このことから、地域公共交通確保維持事業により、デマンドタクシー事業を確保・維持することで、住民の交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

宝達志水町地域公共交通計画の基本理念に基づく宝達志水町における公共交通網形成を実現していくための定量的な指標として、下記の指標を掲げる。

(宝達志水町地域公共交通計画 P36 参照)

(1) 公共交通利用者の維持

・令和元（2019）年度

町内公共交通の利用者 コミュニティバス＋デマンドタクシー計 14,707 人/年

・令和 8（2026）年度

町内公共交通の利用者 次の目標に到達すること。

コミュニティバス ~~＋南北シャトル~~＋デマンドタクシー計 15,000 人/年

【参考】令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）実績

コミュニティバス：3,724 人

デマンドタクシー：8,485 人

南北シャトル便：403 人 合計：12,612 人

(2) 町内公共交通事業

・令和元（2019）年度

デマンドタクシー 29%

・令和 8（2026）年度

デマンドタクシー ~~＋南北シャトル~~ 26%

【参考】令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）実績

・デマンドタクシー（運賃収入 3,474,300 円）

総収入－（国庫補助金＋町補助金）／総事業費

26,612,300 円－（3,090,000 円＋20,048,000 円）

26,612,300 円

=13.1%

・南北シャトル便（運賃収入 161,500 円）

総収入－（国庫補助金＋町補助金）／総事業費

6,894,500 円－（0 円＋6,733,000 円）

6,894,500 円

=2.3%

・デマンドタクシー・南北シャトル便合計（運賃収入計 3,635,800 円）

総収入－（国庫補助金＋町補助金）／総事業費

33,506,800 円－（3,090,000 円＋26,781,000 円）

33,506,800 円

=10.9%

※令和 6 年度から運行欠損分を宝達志水町が丸抱えしており、総収入と総事業費は同額となっているもの。

(3) 町内公共交通の公的負担額

・令和元（2019）年度

コミュニティバス＋デマンドタクシー計 22.1 百万円/年

・令和 8（2026）年度

コミュニティバス ~~＋南北シャトル~~＋デマンドタクシー計 28 百万円/年

【参考】令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）実績

コミュニティバス：21,699,199 円（町有バス運行業務の巡回バス相当額。消費税含む）

デマンドタクシー：23,138,000 円（国庫補助金＋町補助金）

南北シャトル便：6,733,000 円（町補助金）【合計】51,570,199 円

(2) 事業の効果

デマンドタクシーの運行区域及び運行日を住民ニーズに併せて平成27年度に拡大しており、併せて、令和4年10月からは、旧町域内の移動の運賃を引き下げており、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保されている。

また、幹線交通である鉄道路線にも連携することで、効率的な運行体系が実現でき、交通弱者の外出支援、地域の活性化にもつながることが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

◇実施主体：株式会社敷浪タクシー

- ・きめ細やかなデマンドタクシーの運行（旧町単位をゾーンとしたデマンドタクシーの運行）
- ・利用しやすい料金体制での運行（旧町域内 300 円、旧町域外 500 円）
（宝達志水町地域公共交通計画 P42～43 参照）

◇実施主体：宝達志水町

- ・ホームページ、ケーブルテレビ等での継続的なPR（公共交通の利用方法等を取りまとめたホームページやケーブルテレビ等用の動画の作成と公開）
- ・分かりやすい利用ガイドの作成と提供（公共交通の利用方法等を取りまとめたガイド等を作成し、幅広い世代に配布（高齢者、運転をしない町民、高校生等）
（宝達志水町地域公共交通計画 P47 参照）
- ・運転免許自主返納者への町内公共交通の利用券等交付（有効期限内の運転免許証を自主返納した高齢者（65 歳以上）に対して、町内公共交通の利用券 5,000 円）または 5,000 円の商品券を交付）
（宝達志水町地域公共交通計画 P48 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。

添付資料

- ①予定している時刻表：別添デマンドタクシー時刻表参照
運行予定期間：平成27年4月1日から60か月以上継続

②運行事業者決定の経緯

町内唯一のタクシー業者で、国土交通省が策定した業者選定のガイドラインに基づき、価格、管理や経営などを評価し、現在、町内で運行している株式会社敷浪タクシーを運行事業者として選んだ。

③地域内フィーダー系統の補足資料

宝達志水町では、町内既存の公共交通機関としてJR七尾線があり、その他、平成27年4月より、中学校スクールバスの空き時間を有効活用した無償のコミュニティバスを実証運行した。実証運行の結果から、既存交通等にスムーズに乗り継ぎできるよう、また、地域に密着した生活路線として機能すべく、停留所の改廃、路線の一部見直しを実施し、平成28年4月より本格運行を開始した。

また、平成30年度からは新築移転した宝達志水病院への全線乗り入れも実現している。令和4年10月からは、宝達志水町地域公共交通計画に基づき、町南部から北の移動ニーズに対応したシャトル便の新設と、利用者ニーズに即したコミュニティバスの運行ルートを再編し、運行を行っている。

※デマンドタクシー時刻表：別添参照

※デマンドタクシー路線図：別添参照（令和4年10月1日時点）

※デマンドタクシーについては隣接する羽咋市の一部（石野町バス停・羽咋病院）に乗り入れているが、宝達志水町民のみの利用に限られており、かつ羽咋市が補助対象系統にかかる費用負担をしていないため、当町の地域公共交通計画にのみ位置づけるものとする。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドタクシーについて、その運行に係る費用総額 26,612,300 円（見込）のうち、宝達志水町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリングを行い、地域公共交通協議会にて報告、評価を実施する。

・宝達志水町地域公共交通計画の計画期間（令和4年度から令和8年度）の中間年次である令和6年度においては、総合計画の見直しに併せて町民アンケートによる意見や庁内の施策の進捗状況などを確認し、必要に応じて中間見直しを実施する。

・最終年次（令和8年度）においては、利用者及び町民アンケート等をもとにA I デマンド交通を視野に入れて、引き続きの改善要望を把握する。

（宝達志水町地域公共交通計画 P52 参照）

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5 別添資料参照

①交通不便地域の区分が分かる地図

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成29年8月22日
事業内容について協議。費用負担について議論・合意。計画全体について合意。
- ・平成30年6月25日
事業内容について協議。費用負担について議論・合意。計画全体について合意。
- ・令和元年6月24日
事業内容について協議。費用負担について議論・合意。計画全体について合意。
- ・令和2年7月29日
事業内容について書面決議にて協議。計画全体について合意。
- ・令和3年6月30日
事業内容について書面決議にて協議。計画全体について合意。
- ・令和4年6月30日
事業内容について協議。計画全体について合意。
- ・令和5年6月20日
事業内容について協議。計画全体について合意。
- ・令和6年6月19日
事業内容について協議。計画全体について合意。
- ・令和7年6月25日
事業内容について協議。計画全体について合意。
- ・令和8年6月22日
事業内容について協議。計画全体について合意。

19. 利用者等の意見の反映状況

平成26年度に「公共交通に関するアンケート調査」を全町民向けに実施し、デマンドタクシーに関する改善点等を調査した結果、羽咋市の公立羽咋病院への運行及び土曜日の運行を求める意見が多かったため、試験運行を実施。利用実績が良好であったことから、平成27年度より実際に運行している。

また、令和2年度に「宝達志水町の交通に関するアンケート調査」を全町民向けに実施し、町民の日常生活の移動方法や公共交通に対する満足度、改善要望等を調査した。その結果、デマンドタクシーの利用者の満足度は高かった（「満足」「やや満足」の合計が64%。地域公共交通計画 75 頁参照。）。改善要望は、利用料金の改善が約40%と最も多かったことから（地域公共交通計画 78 頁参照）、令和4年10月から大幅な見直しと地域公共交通計画に反映し、改善に向けて検討する。した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石川県羽咋軍宝達志水町子浦そ 1 8 番地

(所 属) 企画情報課

(氏 名) 松本 英二

(電 話) 0 7 6 7 - 2 9 - 8 2 3 0

(e-mail) kikaku@town.hodatsushimizu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。